

滋賀県立近江学園整備基本計画 (案)

平成30年(2018年)3月

滋 賀 県

目 次

第1章 整備基本計画検討の背景	3
1 基本計画の策定に係る経緯	3
2 前提条件	3
第2章 近江学園を取り巻く状況等	4
1 近江学園を取り巻く状況	4
2 近江学園の現状	8
3 近江学園が抱える課題	15
4 考察	17
第3章 新たな近江学園の方向性	18
1 基本方針（使命）	18
2 めざす姿	18
3 近江学園が担う機能	19
第4章 運営計画	21
1 運営方針	21
2 運営体制	22
第5章 施設・設備整備計画	23
1 整備方針	23
2 施設規模	23
3 敷地利用計画（イメージ）	24
4 建替え手順	25
5 平面計画（ゾーニング）	26
6 断面計画（階層構成）	26
7 ユニット	27
8 建築計画	28
第6章 事業計画	29
1 整備スケジュール	29
2 概算事業費	29
第7章 事業手法の検討	30
1 PPP/PFI 手法導入の検討	30
2 簡易な検討	31

第1章 整備基本計画検討の背景

1 基本計画の策定に係る経緯

滋賀県立近江学園（以下「近江学園」という。）は、昭和21年に大津市南郷に開設され、昭和23年の児童福祉法施行に伴い県立の児童福祉施設となりました。昭和46年には、石部町（現湖南市）に移転整備されましたが、46年の年月が経過して施設の老朽化が進んでいます。

このため、本県では、平成28年3月に策定した「滋賀県県有施設更新・改修方針」に掲げる更新事業として位置づけ、方針の期間内（平成28～37年度）の事業着手に向けて、課題整理や事業方針等の検討を行い、近江学園に今後求められる施設機能を明らかにするとともに、その機能を発揮するために必要な施設・設備整備を行うため、基本計画として取りまとめを行いました。

2 前提条件

（1）関連計画等との整合

ア 滋賀県障害者プラン（平成27～32年度）

滋賀県では、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会、ノーマライゼーション理念が浸透した地域社会の実現に向けた指針および実施計画として、平成27年3月に「滋賀県障害者プラン」を策定しました。

このプランでは、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指し、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」という基本理念のもと、「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」を基本目標として掲げています。近江学園については、建物の老朽化に対応するとともに、専門的なケアや地域生活への移行等、入所施設に求められている機能を充実させるため、建替に向けた検討を進めることとしており、この基本目標の達成に資する内容としていきます。

イ 滋賀県公共施設等マネジメント基本方針、滋賀県県有施設更新・改修方針

（平成28～37年度）

県が保有する公共施設等は、道路や学校など県民の生活になくてはならないものであり、そのサービス水準を適切に維持し、将来にわたって切れ目なく提供していくことが重要であるため、県の基本的な方針を中長期的かつ総合的な観点から取りまとめ、総務省から策定要請があった公共施設等総合管理計画として平成28年3月に「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」を策定しました。

この方針では、公共施設等に関する基本的な考え方として、①良質な性能および安全性の維持・確保、②施設総量の適正化、③施設の長寿命化、計画的な更新・改修、④維持管理の最適化、施設の有効活用といった4つの対応方針を定めているところです。この中で、③の「計画的な更新・改修」に関して、全庁統一的な考え方のもとで、財政負担にも考慮しながら、事業の計画的な推進を図ることを目的に「滋賀県県有施設更新・改修方針」を策定しており、近江学園の更新（建替）は、この方針の対象事業として位置づけられています。

第2章 近江学園を取り巻く状況等

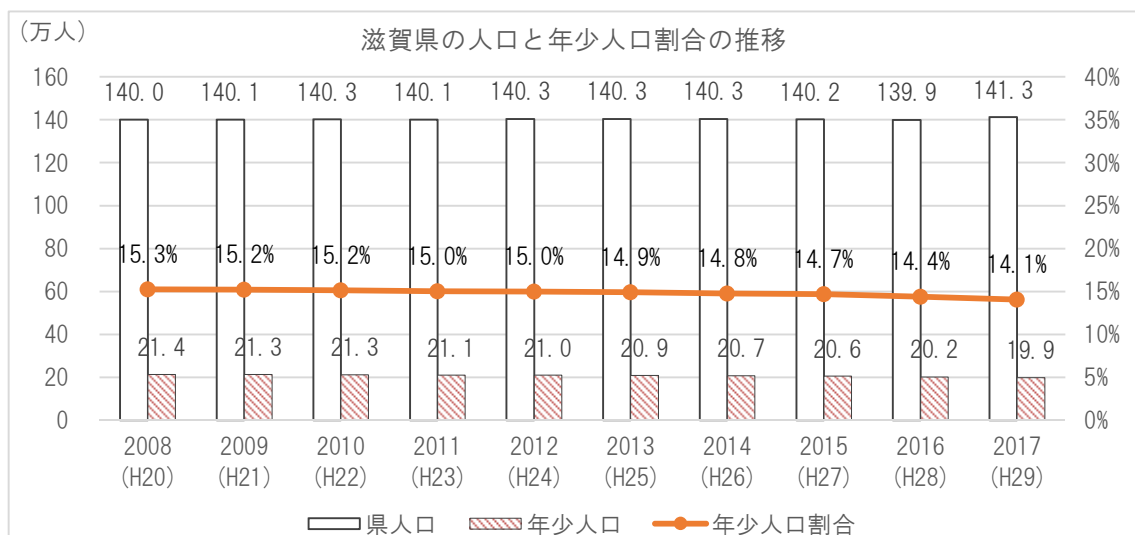
1 近江学園を取り巻く状況

(1) 滋賀県の年少人口の推移および将来推計人口

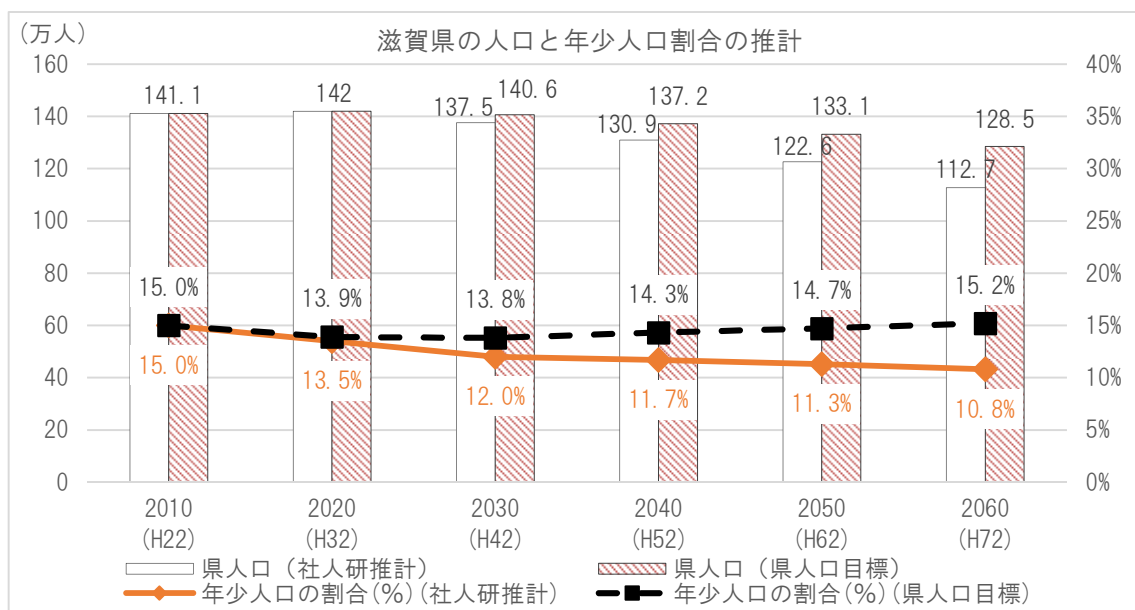
滋賀県の人口は、戦後、85万人前後で推移していましたが、昭和42年から増加し続け、平成20年には140万人を超えました。

しかしながら、これまでの国勢調査の結果や、「滋賀県推計人口」によると、滋賀県の人口は平成25年をピークとして減少傾向となっています。

こうしたことから、本県では人口減少を見据えて、人口減少を食い止めながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって豊かな滋賀を築いていくため、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定しました。総合戦略では、人口目標として、将来的な人口を平成52年(2040年)に約137万人を確保し、高齢化率を低下させ、年少人口(0歳～14歳以下)の割合を向上させるとともに、人口構造が安定することを目指しています。



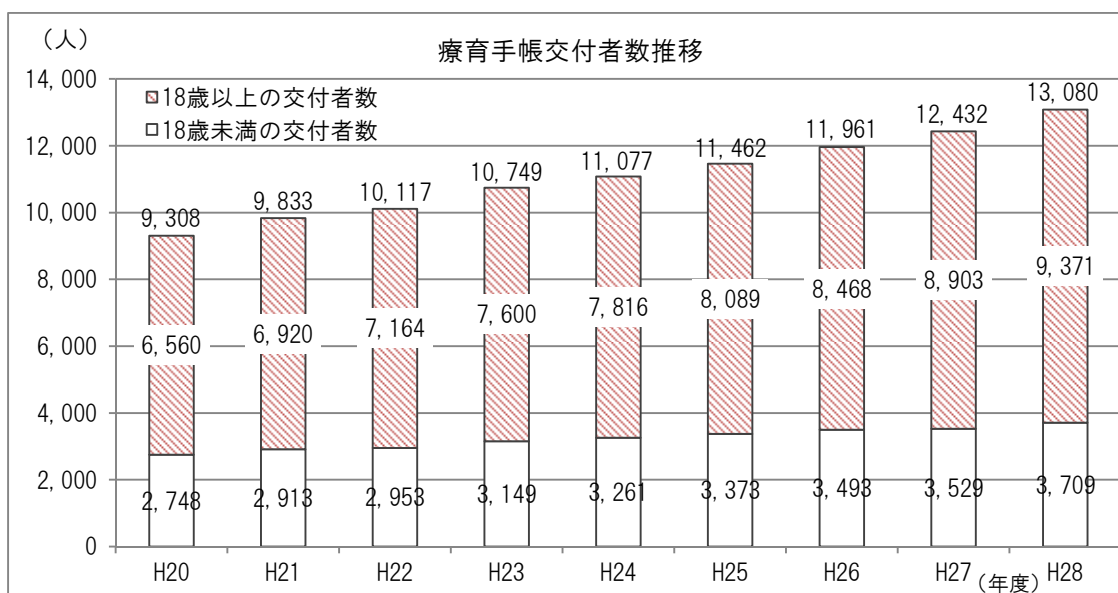
出典：県統計課（滋賀県推計人口年報）



出典：県企画調整課

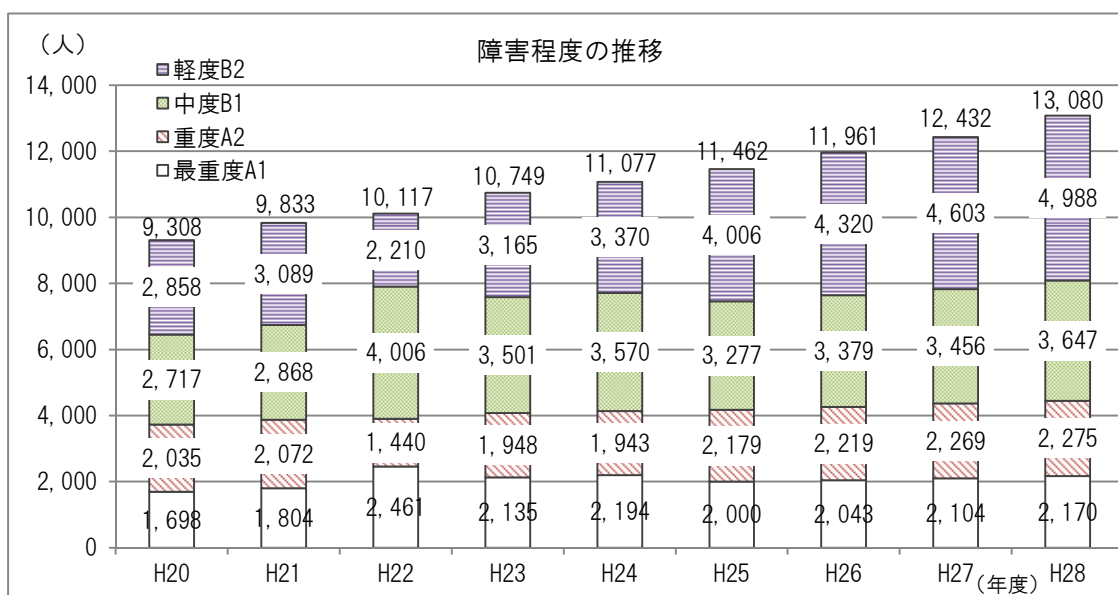
(2) 滋賀県の障害児の推移（療育手帳保持者数）

療育手帳を交付された児童数は、平成20年度に2,748人でしたが、平成28年度には3,709人となり、約35%増加しています。



出典：県障害福祉課

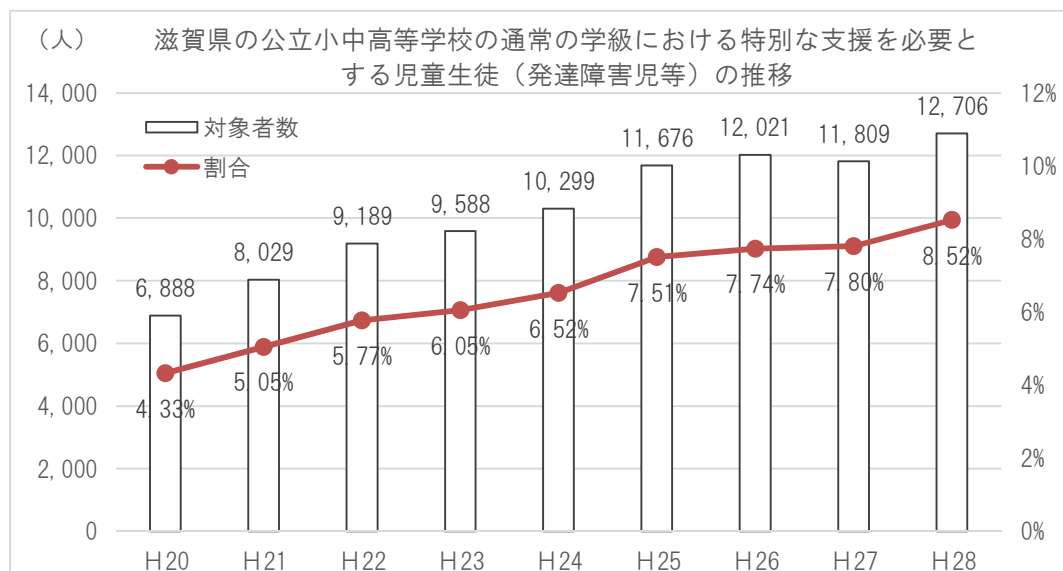
障害程度の状況では、重度（最重度A1・重度A2）と軽度（中度B1・軽度B2）とも増加傾向にあり、平成20年度は重度が3,733人、軽度が5,575人でしたが、平成28年度には重度が4,445人、軽度が8,635人となり、重度が約19%、軽度は約55%増加しています。また、重度と軽度の占める割合も年々変化しており、平成20年度には重度が40%、軽度60%の比率でしたが、平成28年度では重度が34%、軽度が66%と、軽度が占める割合が高まっています。



出典：県障害福祉課

(3) 滋賀県の発達障害児の推移

県内の公立小中高等学校の校内委員会において、発達障害等により特別な教育的支援を受ける必要があると判断された児童生徒数は、平成20年度に6,888人でしたが、平成28年度には12,706人となり、2倍近く増加しています。また、その割合も高まっており、平成20年度の約4.3%から平成28年度には約8.5%となっています。

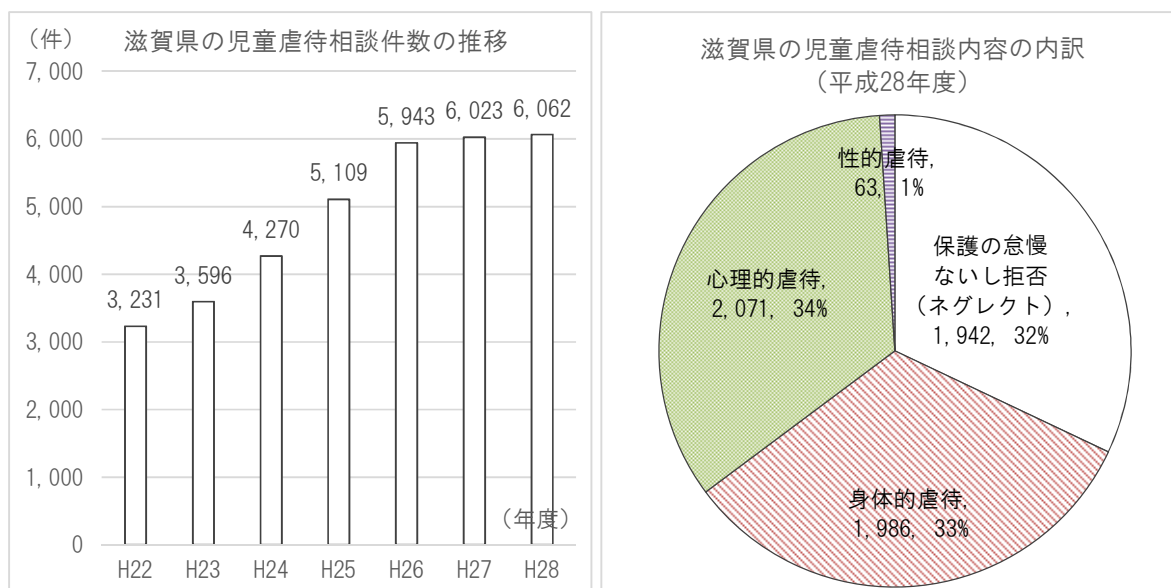


出典：県教育委員会

(4) 滋賀県の児童虐待相談件数の推移

19市町および県子ども家庭相談センター（中央、彦根、大津・高島）に寄せられた児童虐待に関する相談等の件数は、平成22年度には3,231件でしたが、平成28年度には6,062件となり、2倍近く増加しています。

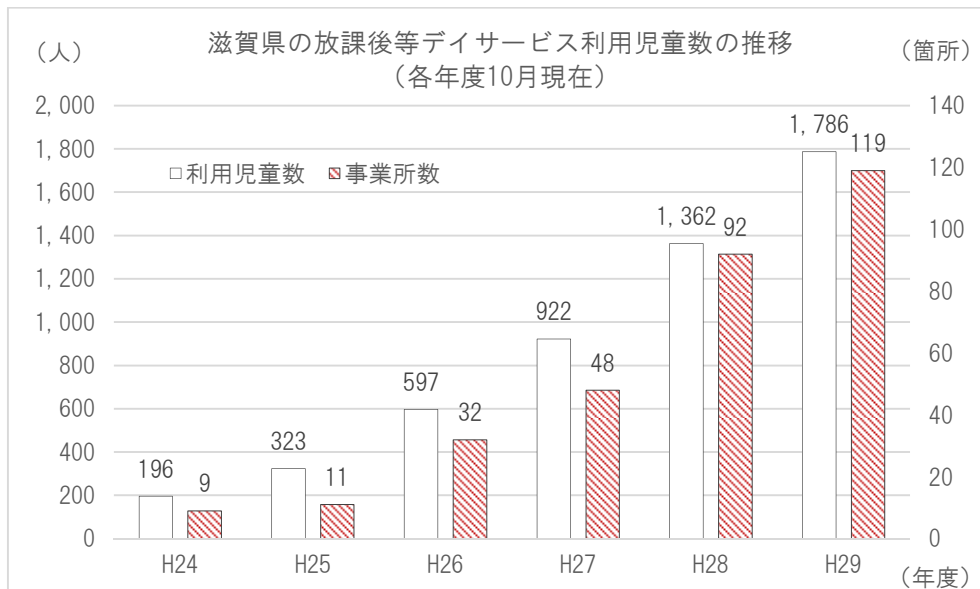
また、相談内容の内訳をみると、ネグレクト、身体的虐待および心理的虐待でそれぞれ32～34%程度となっており、性的虐待が約1%となっています。



出典：県子ども・青少年局

(5) 滋賀県の放課後等デイサービス事業所および利用児童の推移

障害のある学齢期の児童が身近な地域で支援が受けられるよう平成24年度の児童福祉法の改正に伴い創設された放課後等デイサービスを提供する事業所とその利用児童は年々増加しており、平成24年度には196人でしたが、平成29年度には1,786人となり、約9.1倍になっています。



出典：県障害福祉課

2 近江学園の現状

(1) 施設の概要

近江学園は昭和21年11月に大津市南郷の地で糸賀一雄氏らによって創設され、昭和23年4月に児童福祉法の施行に伴い、県立の児童福祉施設となりました。

「この子らを世の光に」と人々に語りかけた糸賀氏は、池田太郎氏、田村一二氏らとともに知的障害児・者の療育に力をそそがれました。昭和46年10月に旧石部町（現湖南市）へ移転した後も糸賀氏らの心は受け継がれ、知的障害を持った子どもが豊かに育っていくように支援しています。

平成24年10月には、児童福祉法の改正により福祉型障害児入所施設として施設の種別が変更され、現在まで運営を行っています。

施設種別	指定福祉型障害児入所施設〔児童福祉法第42条〕
主な対象	知的障害のある児童
施設定員	100人
沿革	昭和21年11月 大津市南郷に「近江学園」開設（養護児60人、知的障害児50人） 昭和23年4月 児童福祉法施行に伴い「滋賀県立近江学園」となる （養護児100人、知的障害児50人） 昭和24年4月 学校教育法に基づき園内に小・中学校分校設置 昭和25年5月 落穂寮開設（重度児施設） 昭和27年7月 信楽寮開設（男子職業指導） 昭和28年2月 あざみ寮開設（女子職業指導） 昭和28年7月 日向弘済学園設立 昭和36年4月 一麦寮開設（男子青年） 昭和38年4月 第1びわこ学園開設（重症心身障害児施設） 昭和41年2月 第2びわこ学園開設（重症心身障害児施設） 昭和41年4月 定員改正（知的障害児150人） 昭和46年10月 旧石部町（現湖南市）に移転、定員改正（知的障害児130人） 昭和51年4月 県立石部養護学校併設 昭和54年4月 養護学校を甲西町に新設（三雲養護学校と改称） 平成21年4月 定員改正（知的障害児100人） 平成24年10月 児童福祉法改正に伴い指定福祉型障害児入所施設となる

(2) 敷地の概要

近江学園の敷地の状況は次のとおりです。

所在地	滋賀県湖南市東寺四丁目 1-1 (位置図)  (JR 石部駅から車で約 10 分)
敷地面積	68,044.0 m ²
用途地域	無指定(市街化調整区域)
建ぺい率/容積率	70% / 200%
道路斜線制限	1.5(適用距離 20m)
隣地斜線制限	20m+1.25
日影規制	なし ※ただし、隣接する第一種中高層住居専用地域に、当敷地内の建物による日影が生じる場合、規制の対象となる。

(3) 建物の概要

近江学園の建物の状況は次のとおりです。

区分	名称	主体構造	設置年	延床面積	階数
生活棟	1 班生活棟（幼児棟 A）	鉄筋コンクリート	昭和 46 年（1971 年）	339.04	1
	2 班・3 班生活棟（一般棟）	鉄筋コンクリート	昭和 46 年（1971 年）	667.96	2
	4 班生活棟（幼児棟 B）	鉄筋コンクリート	昭和 46 年（1971 年）	382.85	1
	5 班生活棟（重度棟）	鉄筋コンクリート	昭和 46 年（1971 年）	432.22	1
	5 班生活班 ひまわり （小規模グループ棟）	木造	平成 25 年（2013 年）	93.57	1
	生活班付属棟	コンクリートブロック等		71.41	1
	小計			1,987.05	
管理棟	管理棟	鉄筋コンクリート	昭和 46 年（1971 年）	483.86	2
	サービス棟	鉄筋コンクリート	昭和 46 年（1971 年）	241.50	1
	ボイラー棟	鉄骨造	昭和 46 年（1971 年）	160.00	1
	車庫	鉄骨造	昭和 49 年（1974 年）	112.00	1
	管理棟付属棟	コンクリートブロック等		47.89	1
	小計			1,045.25	
作業棟	窯業棟（職業指導棟-1）	鉄骨造	昭和 46 年（1971 年）	101.81	1
	窯業棟（職業指導棟-2）	鉄骨造	平成 4 年（1992 年）	115.70	1
	木工作業棟	鉄骨造	昭和 49 年（1974 年）	122.64	1
	木工作業棟資材置場	鉄骨造	平成 6 年（1994 年）	70.00	1
	ギャラリーこかげ（教育棟）	鉄骨造	昭和 45 年（1970 年）	422.23	1
	小計			832.38	
多目的ホール		鉄骨造	平成 5 年（1993 年）	610.50	2
その他建物				1,893.18	
延床面積				6,368.36	
建築面積				5,481.18	

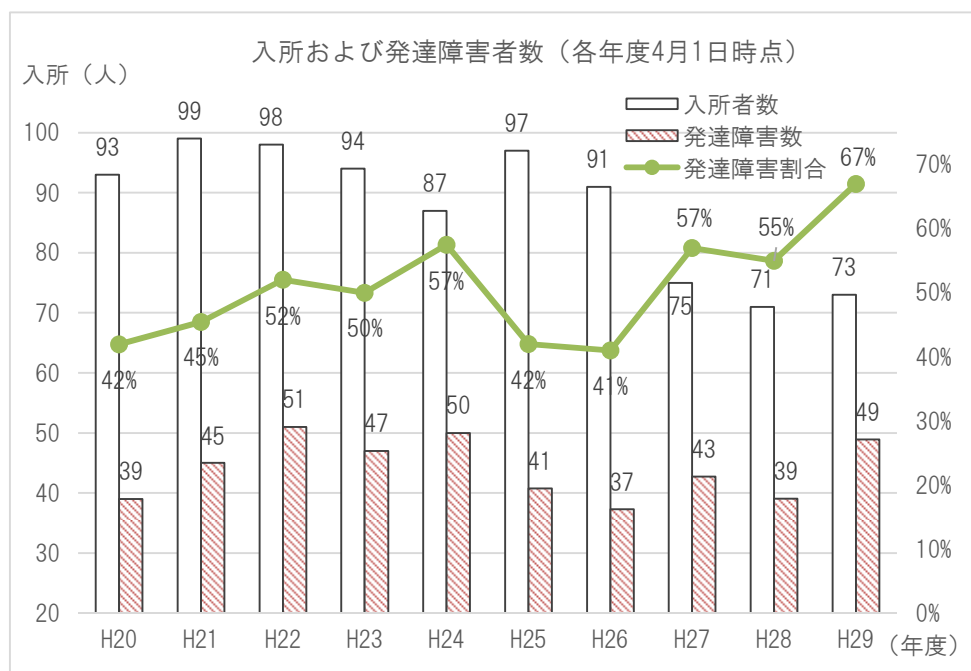
出典：近江学園

(4) 利用児童の状況

ア 入所児童の推移

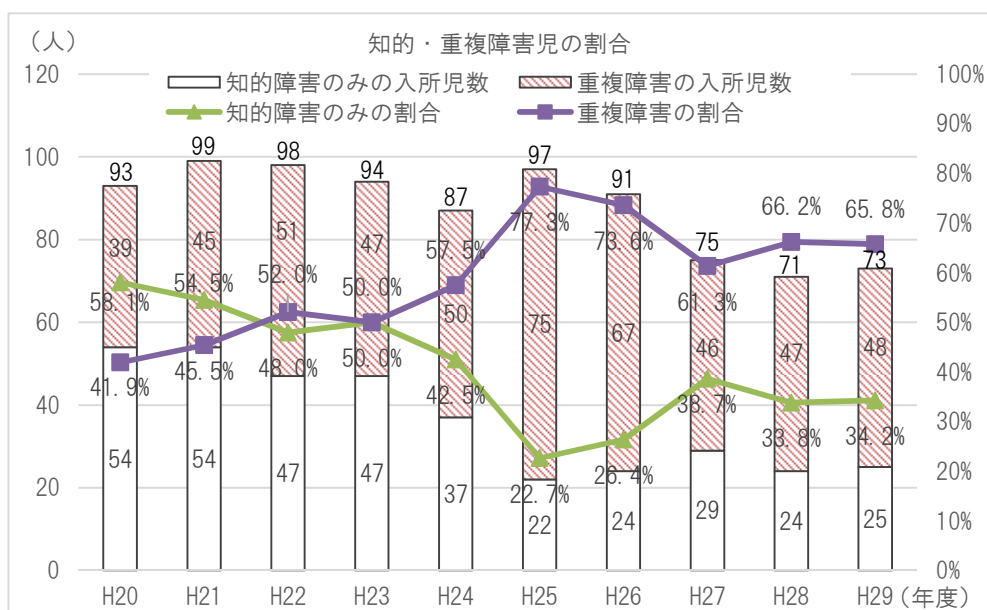
入所児童は、長らく90人を超える人数で推移してきました。平成25年度からは減少傾向にありましたが、平成27年度以降は70人程度で推移しています。

発達障害のある児童は年々増加傾向にあり、平成20年度の39人から平成29年度は49人と約20%増加しています。



出典：近江学園

また、知的障害のみ有する児童は年々減少傾向にあり、平成20年度は54人でしたが、平成29年度には25人となり、約54%減少しています。相対的に、重複障害児の割合が高まっており、平成20年度の約42%から平成29年度には約66%となっています。

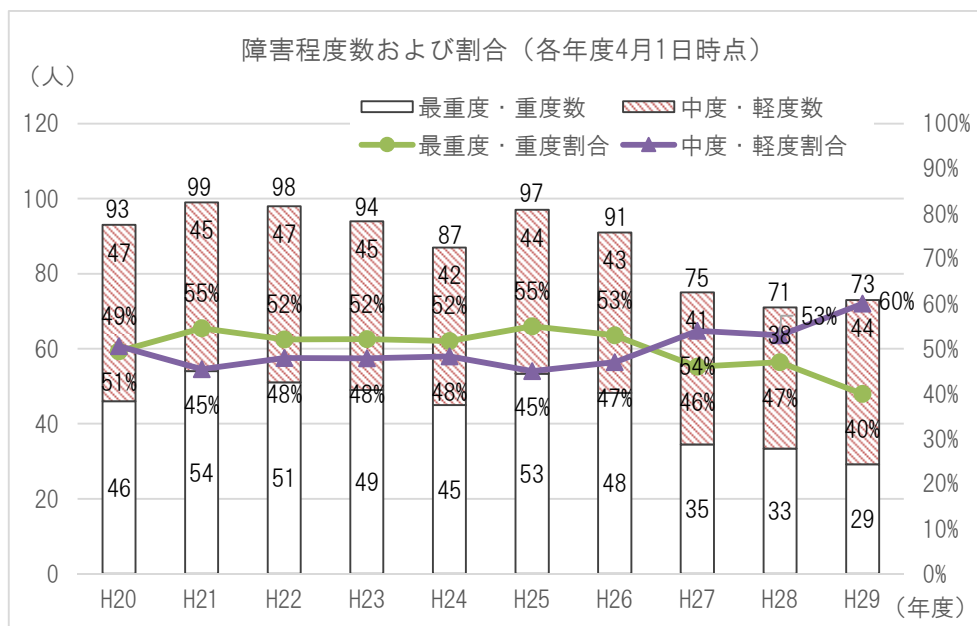


出典：近江学園

※重複障害：知的障害、発達障害、身体障害等の障害を2つ以上併せ有すること

イ 障害程度の推移

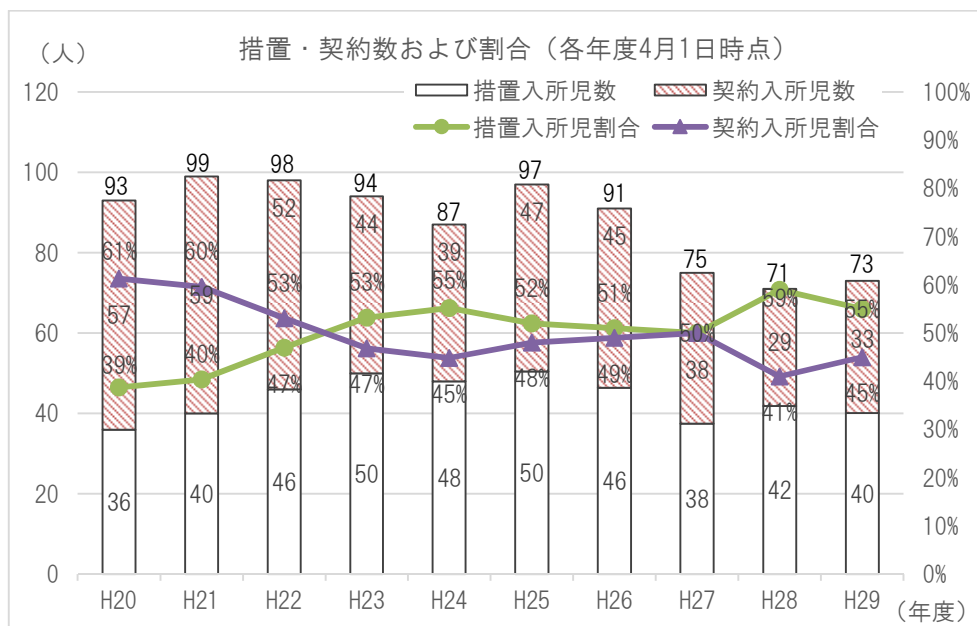
入所児童の障害程度は、中度・軽度の割合が高まっている一方で、最重度・重度の割合が40%を超える状況が続いています。



出典：近江学園

ウ 措置・契約者数の推移

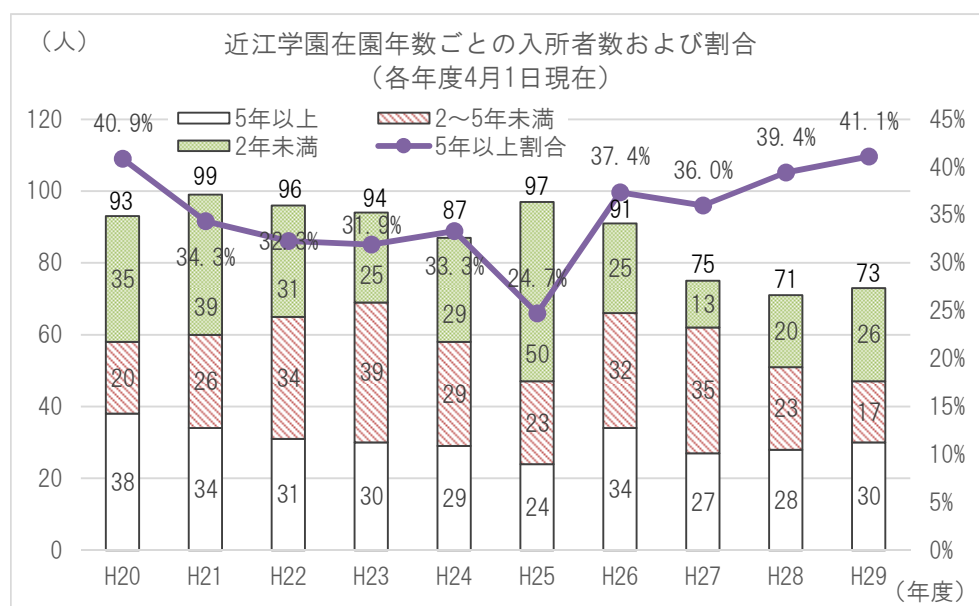
被虐待等の理由で子ども家庭相談センターにより措置された入所児童の人数は、平成23年度から入所児童の半数以上の人数で推移しています。また、その割合も高まっており、平成20年度の39%から平成29年度には55%となっています。



出典：近江学園

エ 入所児童の在園年数の推移

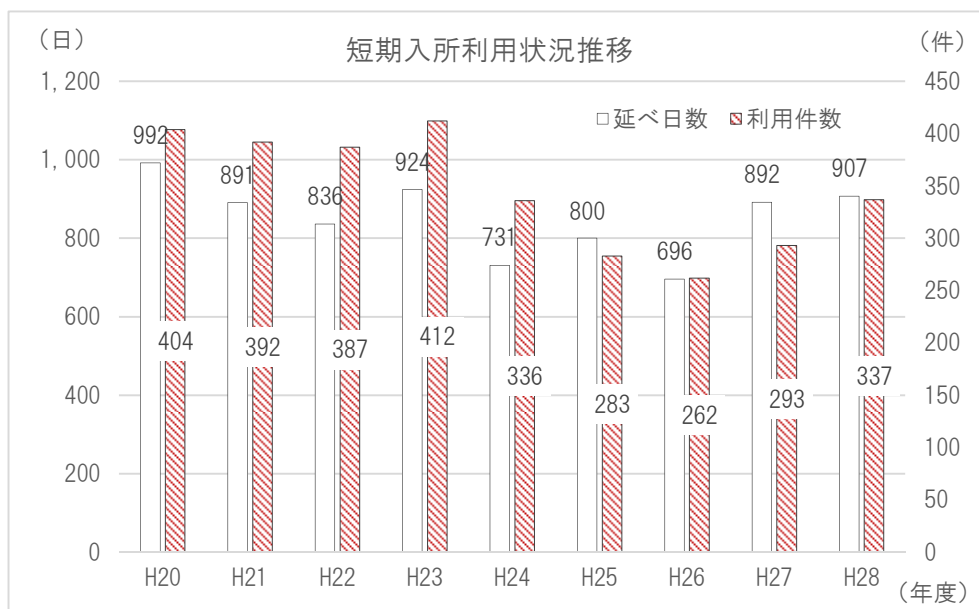
入所児童の在園年数は、５年以上在園している児童の割合が近年高まっており、平成２５年度の約２５％から平成２９年度には約４１％となっています。



出典：近江学園

オ 短期入所の推移

短期入所の利用日数は、近年増加傾向にあり、平成２６年度の６９６日から平成２８年度には９０７日となり、約３０％増加しています。



出典：近江学園

カ 進路状況の推移

卒園後の進路は、居宅および共同生活住居からの一般企業就労や福祉的就労のほか、他施設への入所など多岐にわたっています。

(単位：人)

進路		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
居宅	一般企業就労	0	0	1	1	1	1	3	3	1
	福祉的就労	6	2	1	4	0	2	5	4	1
	学校	0	1	1	2	1	2	1	1	4
共同生活住居 (グループホーム)	一般企業就労	4	5	4	3	1	1	1	2	0
	福祉的就労	3	2	1	1	2	0	2	2	3
	学校	0	0	0	1	1	0	0	0	0
他施設入所		2	3	9	8	6	5	9	7	3
その他		0	1	0	1	1	1	1	0	0
計		15	14	17	21	13	12	22	19	12

出典：近江学園

3 近江学園が抱える課題

(1) 運営面

ア 入所児童の障害特性の多様化等への対応

- ・重複障害児、行動障害児、発達障害児、被虐待児など多様な特性等をもつ児童が緊急時を含め随時入所していますが、住まいの場である生活棟のほとんどが昭和46年に建設されたものであり、建物の構造上、一集団を20人程度の中規模な単位で支援を行わざるを得ず、入園理由、障害程度・特性、年齢等によって生活スペースを分けることができないなど、一人ひとりのニーズに応じて卒園後の地域生活を見据えたきめ細やかな支援を行うことが難しい状況にあります。

現在の支援の単位（班）

班構成	年齢層	性別	障害程度	定員	うち短期入所等
1班	小学生～中学生	男	重度～軽度	18人	空床時
2班	中学生～高校生	男	中度～軽度	18人	空床時
3班	中学生～高校生	男	軽度	22人	空床時
うち、自立訓練棟利用	高校生	男	軽度	4人	
4班	中学生～高校生	男	最重度～重度	18人	空床時
5班	小学生～高校生	女	最重度～軽度	24人	空床時
うち、小規模グループケア棟利用	小学生～高校生	女	中度～軽度	5人	
合計				100人	

- ・被虐待等による措置児童が入所児童の半数以上を占めている状況が続いており、通常の支援に加えて児童の心理面への専門的な支援や家庭復帰に向けた相談援助等の支援を行うことが求められています。
- ・18歳未満の児童を対象とする通過型施設であることから、卒園後を見据え、児童と住み慣れた地域との関係をつなぎ、関係機関等と連携した支援を行うことが求められています。

イ 地域の支援ニーズへの対応

- ・障害のある児童の増加に伴い、地域での支援が困難な児童について、近江学園での短期入所等による支援ニーズが高まっていますが、専用の入所の受入れスペースがないため、地域の保護者等のニーズに十分に応えることが難しい状況にあります。

(2) 施設面

ア 施設全般

- ・生活棟をはじめとする多くの建物が、建築後40年以上経過して老朽化が著しくなっています。特に、給水設備に水漏れや空調機器の故障などが頻繁に発生するため、毎年修繕工事を行っています。
- ・各棟が敷地内に分散しているため、緊急時の対応や、食事・リネン類の搬送、物品等の管理が非効率的となっています。
- ・生活棟の建物の構造上、男子児童と女子児童の生活空間を分けることが難しく、棟ごとに入所児童の性別を分ける必要がありますが、一棟あたりの定員が20人程度の中規模な単位となっていることから、児童の男女比の変化に柔軟に対応できない状況です。

イ 生活棟

(ア) 居室

個室が少ないため、室内にパーティションを設置して個室的に使用するなどして対応している部屋もありますが、プライバシーの確保や、子どもの個性、障害特性、ニーズに配慮したサービスの提供が困難となっています。

(イ) トイレ

各棟に1箇所しかなく、家庭的な環境となっていません。

(ウ) 食堂

各棟に設置されている食堂への配膳は厨房から屋外を通らなければならない、特に雨天時には児童が食事を運ぶ際にその都度雨具を使用する必要があり手間がかかるなど動線上の問題があります。

(エ) 浴室

各棟に大浴場が1箇所しかなく、限られた時間内で入浴支援を行う必要があるため、複数の児童が一度に入浴せざるを得ないなど、家庭的な環境となっていません。また、改修工事により配管が露出しているところもあるため、家庭的な環境が損なわれています。

(オ) 共有スペース

廊下、プレイルーム等の共有スペースが狭いため、児童同士が物理的・心理的に接触してしまうことで、互いに刺激し合い、トラブルに発展することがあります。

4 考察

本県の将来推計人口の推移によると、年少人口は減少傾向にあると予測されていますが、一方で、18歳未満の療育手帳交付児童、発達障害児や被虐待児は増加傾向にあり、障害のある児童の数は、今後も大きな変動はなく推移することが見込まれます。

近江学園の入所児童は、平成24年度の児童福祉法の改正により創設された放課後等デイサービスを利用する児童の大幅な増加等の影響で平成25年度をピークに減少傾向にありましたが、平成27年度以降は70人程度を堅持して推移しており、地域の支援環境が充実する中にあっても、重度障害児など地域での支援が困難な児童に対する入所による支援ニーズがあるため、今後も同数程度での利用の推移が見込まれます。

入所児童の内訳をみると、知的障害のみを有する児童が年々減少傾向にある中で、平成24年度の児童福祉法の改正以降、重複障害児が入所児童の半数を超える高い割合で推移しており、今後もこの傾向は続くことが予測されます。また、被虐待等の理由で子ども家庭相談センターにより措置される障害のある児童の主な受け入れ先となっており、平成23年度以降は入所児童の半数以上を占め続けていることから、このニーズにも対応していく必要があります。

一方で、現在の近江学園の支援環境は、昭和46年に建築された建物をはじめとする施設・設備の構造上の問題から一集団を20人程度の中規模な単位で支援を行わざるを得ず、入園理由、障害程度・特性、年齢等によって生活スペースを分けることができないなど、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことが難しい状況にあります。

このほか、保護者のレスパイト等による利用ニーズの高まりに伴い、短期入所の利用が近年増加傾向にありますが、専用の受入れスペースがないことなどから、受入れを断らざるを得ないケースも出てきているところです。

このため、現に入所している児童の支援環境を早急に改善するとともに、短期入所等の地域の支援ニーズに対応し、さらに今後も高い割合で入所が予想される発達障害児、重複障害児、被虐待児等に対応できる施設・設備の整備を行うことが求められています。

第3章 新たな近江学園の方向性

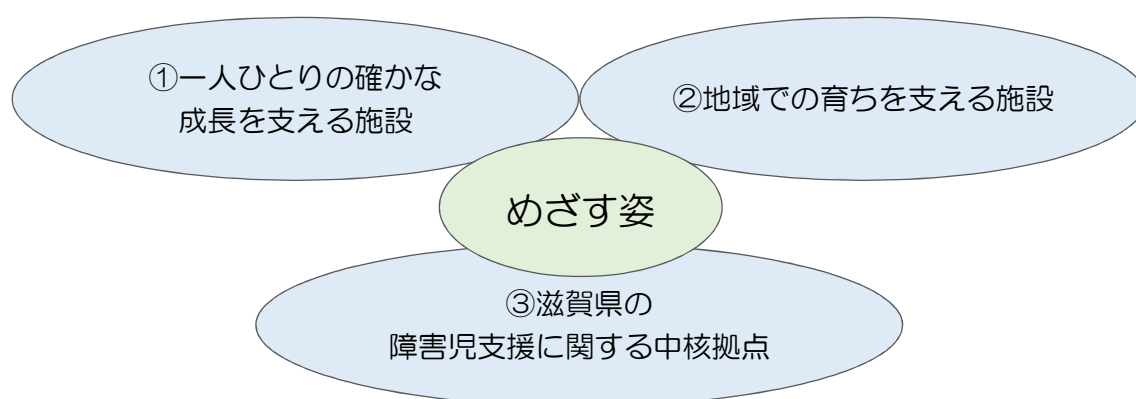
1 基本方針（使命）

「障害のある子どもの地域生活の実現」

卒園後の地域生活を見据えた入所支援、地域の子どもが自分らしく地域生活を継続するために必要な支援を行い、障害のある子どもの地域生活の実現に向けて取組を進めます。

2 めざす姿

基本方針を実現するために近江学園がめざす姿は次のとおりです。



①一人ひとりの確かな成長を支える施設

- ・重度・重複障害、行動障害、発達障害等の多様な状態像の子ども一人ひとりの成長に必要な支援を行い、QOL（quality of life：生活の質）の向上を図ります。

②地域での育ちを支える施設

- ・短期入所等による家族への支援や、行動障害の軽減や地域の支援体制の整備など一定の目的を持った有期有目的入所による地域生活の継続に必要な支援を行い、地域における子育て・親育ちを支えます。

③滋賀県の障害児支援に関する中核拠点

- ・地域生活の継続が困難になった重度・重複障害や強度行動障害等のある子どもをいつでも受け入れ、本県におけるセーフティネットとしての役割を担うとともに、関係機関への支援など本県の障害児支援における中核的役割を担います。

3 近江学園が担う機能

(1) 一人ひとりの確かな成長を支える施設として必要な機能（入所支援機能）

ア 発達支援機能

- ・ 重度・重複障害、強度行動障害、発達障害等の多様な状態像の児童に対して、QOLの向上に向けたきめ細やかな支援を行います。
- ・ 医師および看護師による健康管理を行います。
- ・ 栄養士による食育の推進に向けた栄養指導等を行います。
- ・ 言語等の機能に関する支援など一人ひとりのニーズに応じた専門的な支援を行います。
- ・ 木工・窯業等の作業を通して障害特性等に応じた作業支援を行います。

イ 社会的養護機能

- ・ 虐待等による心的外傷等のある児童に対して、カウンセリング等の心理指導を実施し、心理的な困難を改善し、児童の自立を支援します。
- ・ 虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対して、関係機関との緊密な連携のもと児童の早期家庭復帰、親子関係の再構築等の支援を行います。

ウ 自立支援機能

- ・ 卒園後の生活について相談援助を行うとともに、卒園後も継続的に進路先等を訪問し、児童および家族等に対する相談援助等を行い、地域生活への円滑な移行を支援します。
- ・ 保護者に対して、児童の障害特性に応じた関わり方などのペアレント・トレーニング等を行い、入所児童の地域移行を進めます。

(2) 地域での育ちを支える施設として必要な機能（地域支援機能）

ア 地域支援機能

- ・ 短期入所を実施し、疲労、疾病その他の理由により保護者による養育が一時的に困難な児童の受け入れを行います。
- ・ 行動障害の軽減や地域の支援体制の整備など一定の目的をもった有期有目的入所を受け入れ、児童の地域生活の継続を支援します。
- ・ 保護者や家族が参加できる相談・研修等の場を設けます。

(3) 滋賀県の障害児支援に関する中核拠点として必要な機能（中核拠点機能）

ア セーフティネット機能

- ・ 地域の支援機関での対応が困難な重度・重複障害や強度行動障害等のある児童の受け入れを行います。
- ・ 子ども家庭相談センターによる一時保護委託の受入れを行い、児童の安全を確保します。

イ 関係機関等支援機能

- ・ 近江学園での実践を通して蓄積した支援のノウハウを地域の支援機関へ提供します。
- ・ 子ども家庭相談センターと連携して里親を支援します。

ウ 交流・発信機能

- ・ 作業科の設備等を活用したワークショップの開催等により、入所児童とその家族や地域住民との交流を図ります。
- ・ 園内での作品の展示やアール・ブリュット作品展への出品、ホームページなどにより、近江学園の取り組みや支援内容を発信します。

エ 人材育成機能

- ・多様な障害特性等に対応し、セーフティネットとしての役割を果たすため、園内で経験年数、役割等に応じた体系的な研修を導入し、職員の質の向上を図ります。
- ・専門養成機関の実習生等の積極的な受入れを行い、本県の福祉人材の確保に努めます。
- ・強度行動障害児、被虐待児等の専門療育のモデルとなる新しい支援技術の研究を進め、次代を担う福祉人材の育成に積極的に取り組みます。

第4章 運営計画

1 運営方針

(1) 児童一人ひとりにきめ細やかなケアを行います

児童を障害特性、性別、年齢等に応じて少人数のグループに分けて、家庭的な環境のもとで、職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケア（小規模グループケア）を行うとともに、これに対応できるユニットの配置を行います。また、作業棟を設置し、児童の特性や発達段階に応じた作業支援を行います。

(2) ファミリーソーシャルワーク¹ 機能の充実による親子支援を行います

子ども家庭相談センターと連携し、入所児童の保護者宅への訪問や卒園後の児童に対する継続的な相談援助を行うなど、親子関係の再構築に向けた支援を行います。

(3) 地域連携機能を強化し、地域の支援機関との連携による支援を行います

地域連携機能を強化し、地域自立支援協議会やケース会議等への参加を通して、地域の支援機関とのつながりを強化し、互いに連携して入所児童の卒園後の地域生活を支援します。

(4) 短期入所等の受け入れを進め、障害のある児童の在宅生活を支援します

家族等のレスパイト等を目的とした短期入所による児童の受け入れを確実に行うための入所枠を設けるとともに、行動障害の軽減や地域の支援体制の整備等の一定目的をもった有期有目的入所の受け入れを行い、障害のある児童が地域生活を継続できるよう支援します。

(5) 地域の支援機関での対応が困難な児童や緊急に保護が必要な児童を受け入れます

地域の支援機関での対応が困難な重度・重複障害や強度行動障害等のある児童の受け入れを行うために必要な施設・設備、職員体制等の支援環境を整備するとともに、子ども家庭相談センターによる緊急的な一時保護委託の要請等に対応します。

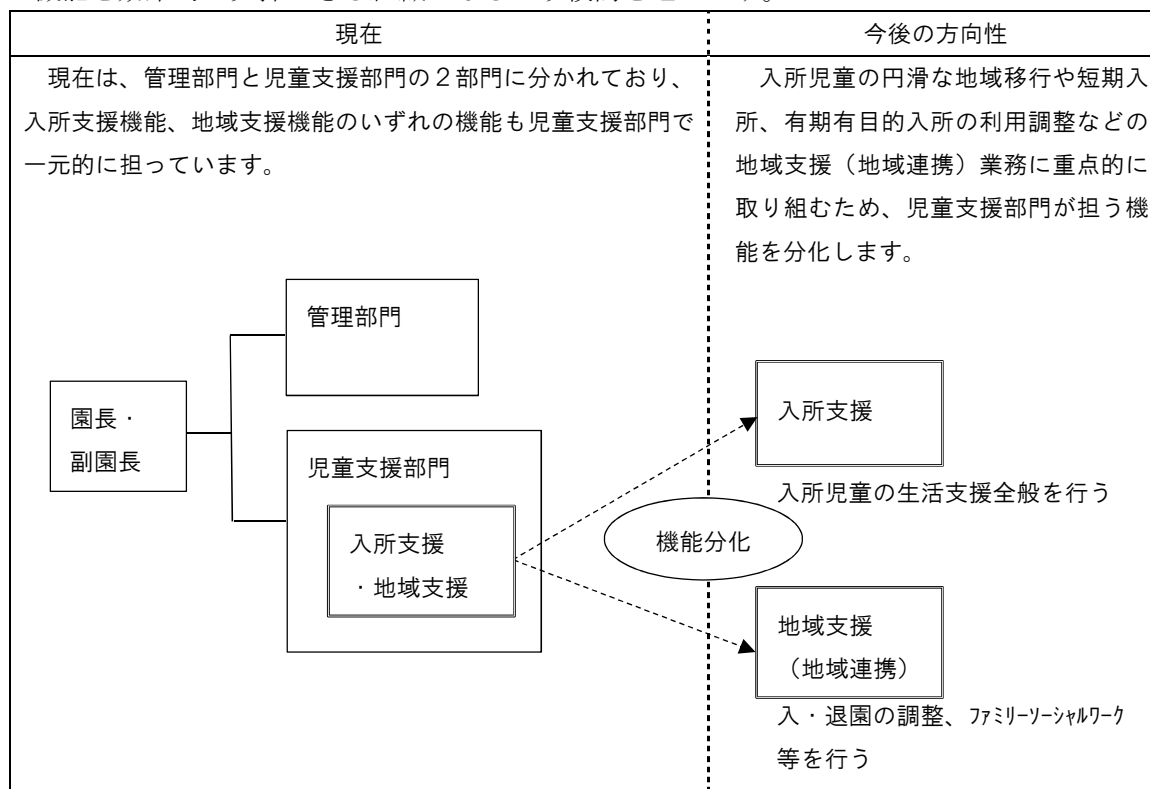
¹ファミリーソーシャルワーク

個人や家族の力、親族、近隣の人々、友人などの協力のみでは解決困難な生活課題を抱える家庭を対象に、家族一人ひとりの福祉と人権の擁護に向け、個々の機関や職員、ボランティアなどが、関係機関との連携のもとに、専門的援助技術や社会資源を活用しつつ、家族を構成する個々人の自己実現と生活設計を見通し、家族構成員、とりわけ子どもが健全に育つ場としての家庭がその機能を十分に発揮できるよう援助していくこと。

2 運営体制

(1) 組織

機能を効果的に発揮できる組織となるよう検討を進めます。



(2) 人員体制

ア 指定福祉型障害児入所施設に必要な職員の配置

指定福祉型障害児入所施設において基準上配置することが必要とされている嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士および児童発達支援管理責任者を配置し、児童一人ひとりにきめ細やかなケアを行います。

イ 機能を発揮できる支援体制の検討

心理担当職員を配置して取り組んでいる被虐待児等に対するカウンセリング等の心理指導に加え、児童の早期家庭復帰に向けた親子関係の再構築、保護者等への相談援助等のファミリーソーシャルワーク等に取り組める支援体制の検討を進めます。

ウ 夜間における支援体制の検討

夜間に支援が必要な児童に対して適切にサービスを提供するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、夜間における支援体制の検討を進めます。

エ 職員の質の向上

本県におけるセーフティネットとしての役割を果たすため、経験年数、役割等に応じた体系的な研修を導入し、職員の質の向上を図ります。

第5章 施設・設備整備計画

1 整備方針

(1) 児童の特性等に配慮した施設整備

児童の障害特性に配慮するとともに、地域移行後の生活をイメージしながら支援を行なえるよう、家庭的な環境を実現できるユニットを整備します。生活空間は、刺激に弱い児童のプライベート空間の確保や、児童一人ひとりの状況に合わせた個別対応を行いやすいよう全室個室とします。

また、食事、作業、学習、余暇など、それぞれの活動に適した空間を確保し、メリハリのある生活空間を整備します。

ユニットの例

主な障害特性等	性別	年齢層	定員	うち短期入所等	ユニット数
発達障害、被虐待等	男	小学生	4～8人	2人	1
		中学生～高校生	4～8人	2人	2
	女	小学生	4～8人	2人	1
		中学生～高校生	4～8人	2人	1
	男女	高校生（自立支援）	10人	1人	2
強度行動障害等	男	小学生	4～8人	2人	1
		中学生～高校生	4～8人	2人	2
	女	小学生～高校生	4～8人	2人	1
その他の障害等	男女	小学生～高校生	4～8人	0人	1
合計			80～100人	20人	12

※障害特性、性別、年齢等によってグループを分ける。なお、上表は現在の入所児童の状況からグループを区分したものであり、あくまで現時点での想定です。

(2) 安全安心の施設整備

児童が安心して生活できるよう、見守りが確実にできる構造、危険のない施設設備とします。

(3) 環境に配慮した施設整備

雨水利用設備の導入や太陽光発電の導入などの自然エネルギーの有効活用や滋賀県産木材の活用による二酸化炭素排出量の抑制など環境に配慮した施設整備を検討します。

2 施設規模

建物の規模は、ユニットや個室、児童の活動に適した空間を確保できるものとし、延床面積は、現時点で7, 200㎡程度を想定整備面積（目安）として検討を進めます。

3 敷地利用計画（イメージ）

児童に対する支援など既存建物の運用にできる限り影響を与えない位置に計画します。

敷地内には自動車の乗降場所を整備するなど、来所者車両、サービス車両の動線を原則分離し、機能性と安全性に配慮します。

想定される建設エリアは下図のとおりとし、建物形状、駐車台数等については、今後の設計段階で決定します。

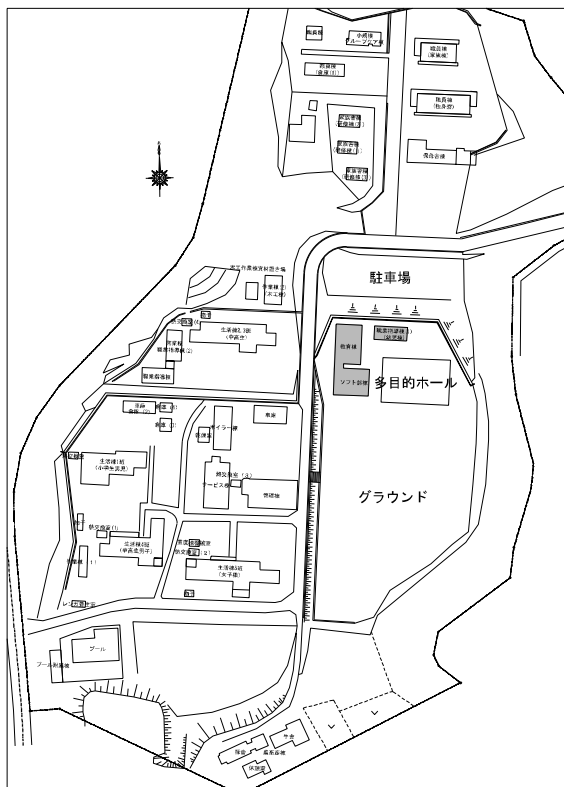


4 建替え手順

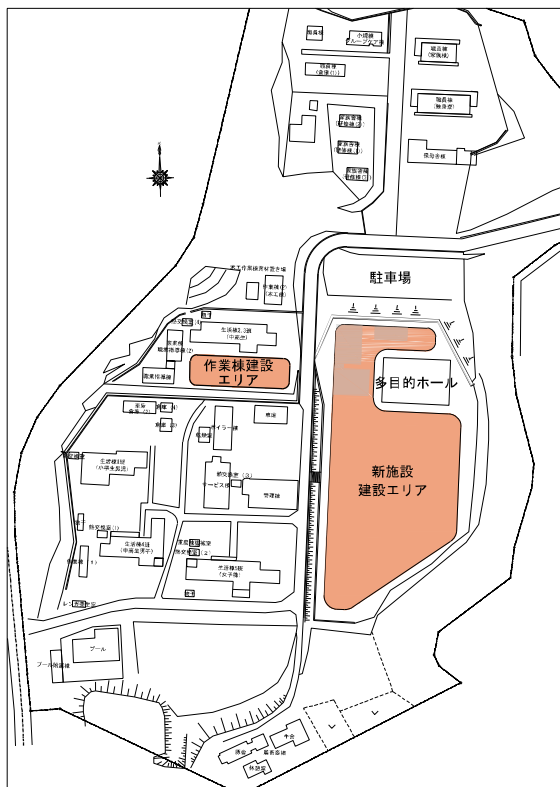
建替えにあたっては、限られた敷地の中で運営を行いながら工事を進める必要があるため、下図のとおり建替え手順を想定します。

なお、下図は建设工程の一例を示したものであり、具体的な建设工程、敷地の利用方法、建物形状等については、設計段階で決定します。

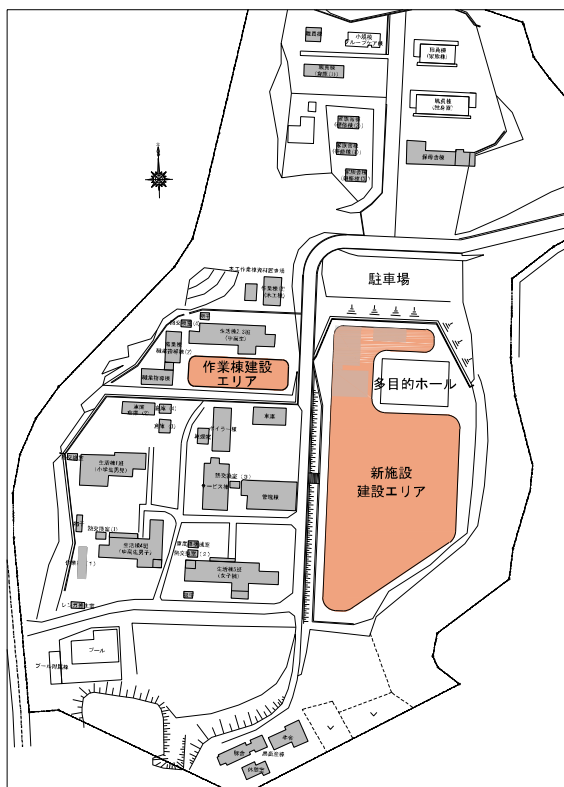
①既存ギャラリー棟 先行解体



②新施設 建設



③既存棟 解体

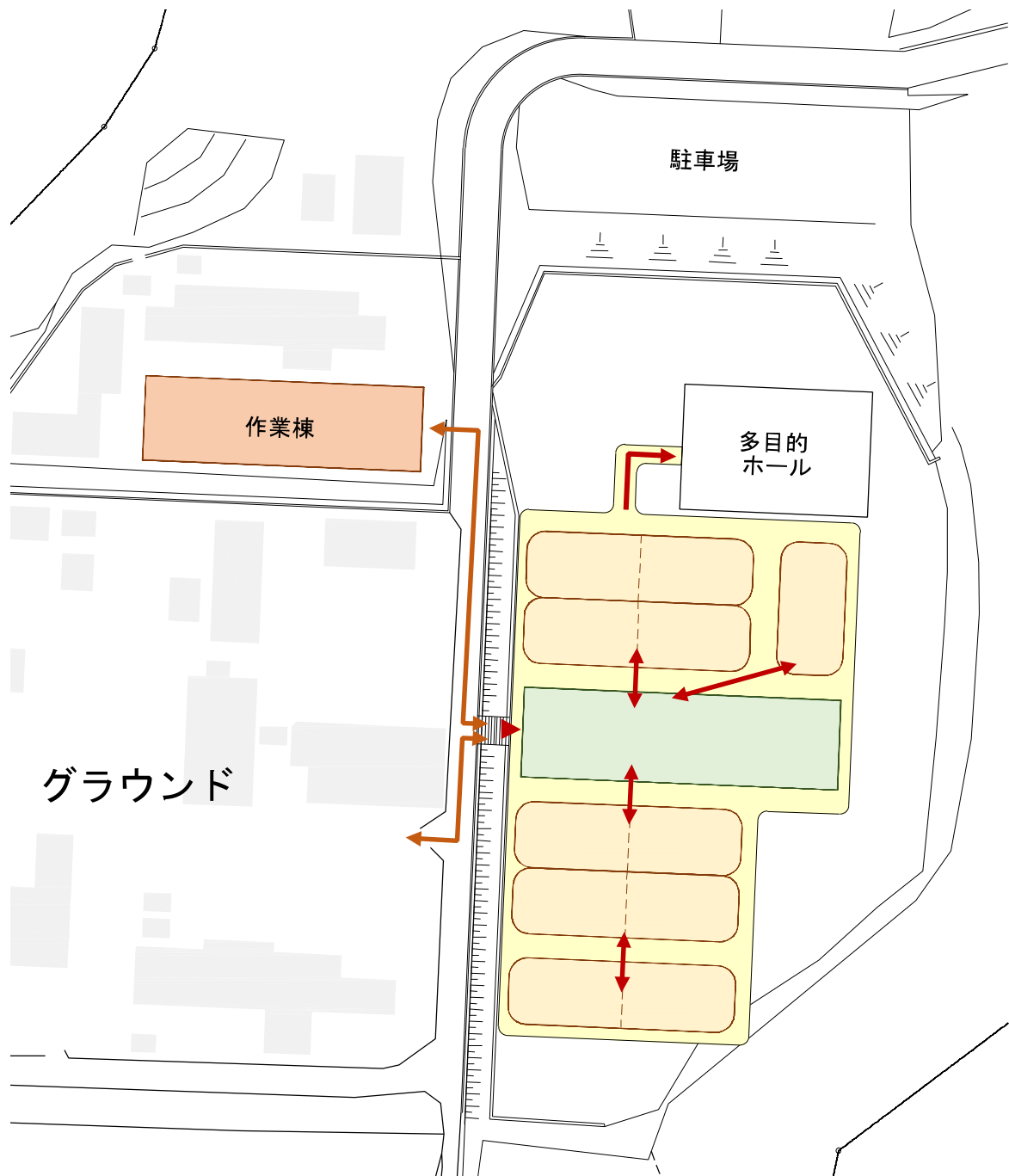


④グラウンド整備



5 平面計画（ゾーニング）

平面計画は下図のとおり想定します。なお、平面計画概要の一例を示したものであり、具体的な建物形状等については、設計段階で決定します。



6 断面計画（階層構成）

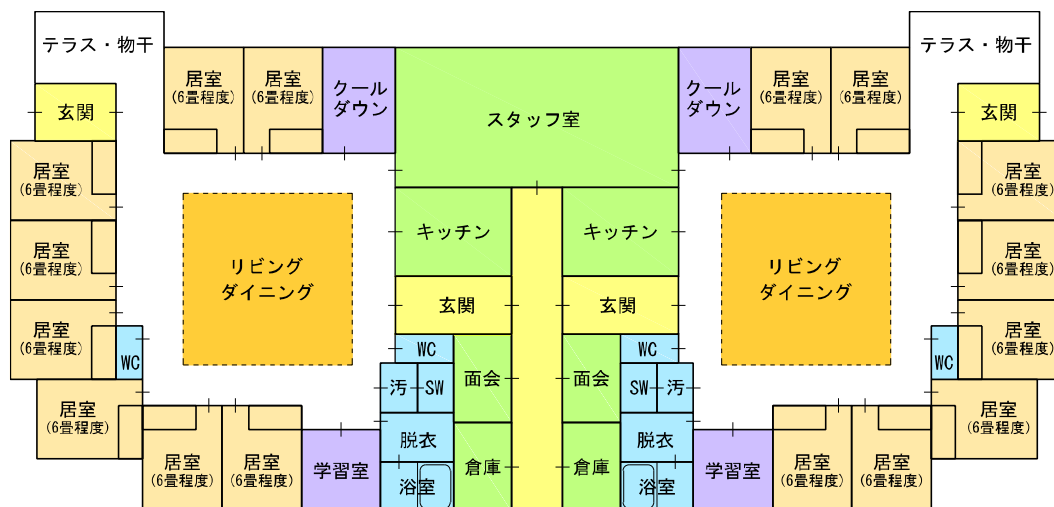
新施設は平屋を基本とし、一人ひとりの児童に応じた支援が行いやすく、入所児童や職員スタッフが効率的に移動できるような構成とします。



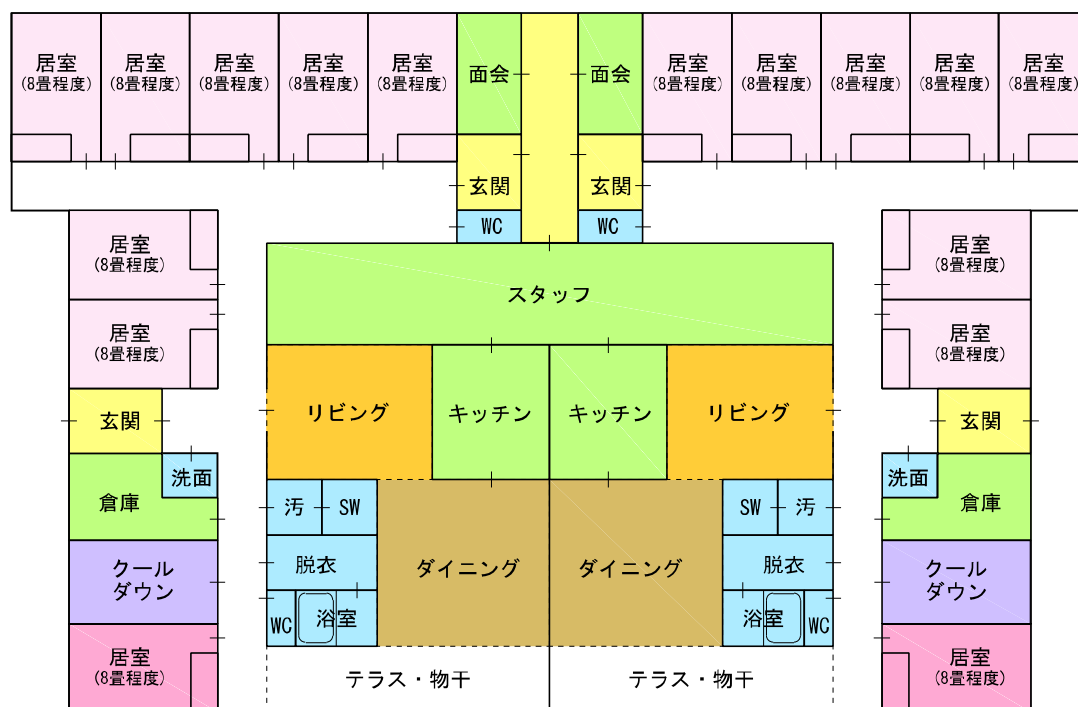
7 ユニット

各ユニットのイメージは下図のとおりです。

発達障害児支援ユニットのイメージ



強度行動障害児支援ユニットのイメージ



居室のイメージ



各ユニットは、小規模グループケア加算を算定できる施設基準（4人～8人の小規模グループで構成され、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有している生活空間）に適合することを標準とします。

なお、上のユニットの配置は、あくまで諸室構成からイメージを示したものであり、詳細は設計段階で決定します。

（参考）

平成20年以降に建替を行った施設および現在建替を検討している施設に対して一ユニットあたりの定員に関する調査を行ったところ、定員を4～8人としているユニットが最も多い結果でした。（19／32ユニット）。

8 建築計画

(1) 意匠

居室内は突起物など児童の注意を引くものや刺激になるものを少なくし、安全かつ快適な居住環境を確保します。

(2) 設備

各種設備は、安定性・経済性および保守の容易性を念頭におきながら、児童や来所者、スタッフにとって良好な環境を提供します。

また、災害時にも安全に施設が運営できるように必要なエネルギーの供給が確保できるよう整備します。

経営健全化の観点から、初期投資を抑え、かつ省エネルギー型の設備を積極的に導入し、維持管理費を抑制するとともに、環境負荷の低減を図ることができる設備の導入を検討します。

ア 電気設備

停電時にも機能を維持できるよう自家発電設備の設置を検討します。

また、省エネルギーや環境性の高い機器の導入を検討します。

イ 空気調和設備

児童や職員にとって、快適な生活空間等を維持できるよう配慮するとともに、エネルギーロスを減らすため、できる限り個別コントロールができる空調システムを導入します。

また、メンテナンスのしやすい機器、部品等を採用するなど管理しやすく、維持管理費が抑えられる設備とします。

ウ 給排水・衛生等設備

効率的でメンテナンスのしやすい設備を整備するとともに、雨水の有効活用など節水に配慮した設備の導入を検討します。

エ 防災・セキュリティ関連設備

建物内の各種設備の稼働状況を把握するための監視設備等を設置し、防災面、保安面の一元的管理を行うものとします。

また、防犯体制を強化するため、監視カメラ等を適切に設置します。

第6章 事業計画

1 整備スケジュール

PPP/PFI 手法導入可能性調査から工事完了までのスケジュールの想定は下記のとおりです。

(従来型手法)

項目	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
PPP/PFI 関連	可能性調査				
設計・監理		設計	工事監理		
工事			工事		

(PPP/PFI 手法)

項目	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
PPP/PFI 関連	可能性調査	実施方針・要求水準等			
設計・監理・工事			設計・工事監理・工事		

2 概算事業費

本計画に基づく整備にかかる概算事業費は、約 40.3 億円と見込まれます。

なお、労務単価・物価の上昇等により工事の入札が成立しない事例も多く見受けられるため、今後のオリンピック等の社会情勢も見据えながら設計段階において精査します。

項目	内容	概算事業費
1. 設計・監理費	基本設計、実施設計、工事監理等	約 1.9 億円
2. 土木関連工事費	測量、地質調査、環境調査、造成等	約 2.6 億円
3. 建設工事費	施設本体、駐車場、外構等	約 33.1 億円
4. 什器備品等整備費	什器、備品、家電等	約 0.5 億円
5. 解体費	既存施設解体	約 2.2 億円
合計		約 40.3 億円

第7章 事業手法の検討

1 PPP/PFI 手法導入の検討

「滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」において定められている PPP/PFI 手法導入の検討を行う対象事業となるため、事業の期間、特性、規模等を踏まえ、品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法として、本事業では「BT0 方式」および「BT 方式」を選択し、PPP/PFI 手法導入の検討を行いました。

(参考) 検討方針において対象とする PPP/PFI の手法

(1) 民間事業者が公共施設等の運営を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O 方式 (運営等 Operate)
(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設または製造および運営等を担う手法	BT0 方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate) BOT 方式 (建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer) BOO 方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate) DBO 方式 (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate) RO 方式 (改修 Rehabilitate-運営等 Operate) ESCO 事業方式 (Energy-Service-Company)
(3) 民間事業者が公共施設等の設計および建設または製造を担う手法	BT 方式 (建設 Build-移転 Transfer) (民間建設買取方式) 民間建設借上方式

2 簡易な検討

自ら整備を行う従来型手法による場合と、1で選択した採用手法を導入した場合との間で費用等の総額を比較し、採用手法導入の検討を行ったところ、定量的には採用手法の導入に適すると評価することができます。このため、さらに詳細な費用等の検証を行い、最も適切な手法を選択します。

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（BT0 方式）

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	採用手法1 (候補となるPPP/PFI手法：BT0等)
整備等（運営等 を除く。）費用	40.3億円 —	36.3億円 ・PSC×0.9
<算出根拠>	・工事費は施設要望面積を精査し、アンケート調査施設の類似事例の床面積当たりの単価を元に落札率90%を考慮して算出 ・地質調査費等は類似施設の単価に想定面積等を乗して算出	・従来型手法より10%削減の想定
運営等費用	151.0億円 ・式：503.059百万円（運営等費）/年×30年（期間）	143.4億円 ・PSC×0.95
<算出根拠>	・平成24年度から28年度までの5年間の運営費用の平均を算出し、30年運営	・従来型手法より5%削減の想定
利用料金収入	18.6億円 ・式：61.802百万円/年（年間利用料金収入）×30年（期間）	18.6億円 ・従来型手法と同様
<算出根拠>	・平成24年度から28年度までの5年間の利用料金収入の平均を算出し、30年運営	・従来型手法と同様
資金調達費用	6.9億円 ・式：40.3億円（整備費用）×80%（起債充当率）×起債利率1.3%・償還期間30年の元利均等償還	11.0億円 ・式：36.3億円（整備費用）－0.1億円（資本金）＝借入金36.2億円、借入金の利率1.8%・返済期間30年の元利均等返済
<算出根拠>	・想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法（償還期間、償還方法）を元に算出	・公共が自ら資金調達をした場合の利率に0.5%ポイントを上乘せ
調査等費用	—	0.60億円
<算出根拠>	・従来型手法の場合は想定せず	・導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用の想定
税金	—	0.10億円
<算出根拠>	・従来型手法の場合は想定せず	・各年度の損益に法人実効税率32.11%を乗じて算出
税引後損益	—	0.10億円
<算出根拠>	・従来型手法の場合は想定せず	・最終収益率が5%以上確保されることを想定
合計	179.6億円	172.8億円
合計 (現在価値)	126.1億円	119.1億円
財政支出削減率	—	VFMは7億円 5.6%
その他 (前提条件等)	—	事業期間30年間 割引率2.6%

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（BT 方式）

	従来型手法	採用手法2
	（公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法）	（候補となるPPP/PFI手法：BT）
整備等（運営等 を除く。）費用	40.3億円 —	36.3億円 ・PSC×0.9
<算出根拠>	・工事費は施設要望面積を精査し、アンケート調査施設の類似事例の床面積当たりの単価を元に落札率90%を考慮して算出 ・地質調査費等は類似施設の単価に想定面積等を乗して算出	・従来型手法より10%削減の想定
運営等費用	— —	— —
<算出根拠>	—	—
利用料金収入	— —	— —
<算出根拠>	—	—
資金調達費用	6.9億円 ・式：40.3億円（整備費用）×80%（起債充当率）×起債利率1.3%・償還期間30年の元利均等償還	6.3億円 ・従来型手法と同様
<算出根拠>	・想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法（償還期間、償還方法）を元に算出	・従来型手法と同様
調査等費用	—	0.6億円
<算出根拠>	・従来型手法の場合は想定せず	・導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用の想定
税金	—	—
<算出根拠>	—	—
税引後損益	—	—
<算出根拠>	—	—
合計	47.2億円	43.0億円
合計 （現在価値）	35.0億円	32.1億円
財政支出削減率	—	VFMは2.9億円 8.3%
その他 （前提条件等）	—	事業期間30年間 割引率2.6%